



宮監公表第23号
令和2年4月20日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶谷欣也
荒木敏章
前本尚
谷口真理子



定期監査措置状況の公表について

令和元年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
教育委員会
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和元年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和元年度定期監査における指摘事項及び意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：教育委員会)

指摘事項及び意見の内容	措置状況
<p>【指摘事項】</p> <p>(企画総務課)</p> <p>①令和元年度宮崎市立宮崎小学校外25校一般廃棄物収集運搬業務の契約事務について、単価契約(1tあたり)であることから、予定価格は業務単価で設定すべきところ、参考総価比較額(総額)で設定され比較できないものとなっていた。</p> <p>(学校施設課)</p> <p>①令和元年度大淀小学校外5校自家用電気工作物保安管理業務委託(南部1)に係る契約保証金について、免除事由として受託者が提出する委託業務・工事履行届には、過去2カ年の間に委託業務・工事を完了したものを記載すべきところ、履行届提出日(平成31年3月27日)時点で完了していない案件が記載されたものを受理し、免除事由を確認しないまま契約保証金を免除していた。</p> <p>(学校教育課)</p> <p>①平成30年度の消耗品購入について、平成30年4月3日付副市長通知で「単価契約物品が存在するにもかかわらず類似品を契約業者以外から購入しないこと。」とされているにもかかわらず、単価契約物品であるクラフト封筒(キングコーポレーション：N3K85)を購入せず機能的に同等と考えられるクラフト封筒(JOIN P283J-N3)を購入していた。</p> <p>クラフト封筒(キングコーポレーション) @170.64円/100枚(税込み×5=853円)</p> <p>クラフト封筒(JOIN) @1,105円/1箱(500枚)×1.08=1,193円 差額340円</p> <p>②平成30年度及び令和元年度の「あたたかな人間関係づくりサポート事業」業務委託について、次のような不備があった。</p> <p>ア 平成30年度の委託見積書について、予定価格書の入札日時(平成30年4月27日)より後に徴し契約締</p>	<p>(企画総務課)</p> <p>①今後の単価契約においては、業務単価に見合った予定価格を設定するとともに、契約事務の書類を複数職員で確認を行い、適正な事務処理を徹底する。</p> <p>(学校施設課)</p> <p>①今後は、受託者に対し履行届に記載できる案件を書面にて事前に説明するとともに、提出時は複数人で内容の確認を十分に行い、再発防止を図る。</p> <p>(学校教育課)</p> <p>①単価契約の物品について職員の周知を図るとともに、発注者を一本化する等、発注時の誤りを防ぐように努める。また、単価契約品の一覧を掲示し、発注の際、確実に確認する。</p> <p>②今後、契約時の書類作成に当たっては複数人で書類の確認を行い、誤りのないよう徹底するとともに適正な事務処理を行う。また、契約保証金の取り扱いについては規則、通知</p>

結していた。

イ 令和元年度の委託見積書、委託業務・工事履行届、課税・免税事業者届出書について、予定価格書の入札日時（令和元年5月7日）より前の誤った日付のものを徴し精査することなく契約締結していた。

ウ 契約保証金の免除事由について、受託者が提出する委託業務・工事履行届は、契約案件と同種で、請負金額の9割程度の額以上の実績を2件以上記入すべきところ、9割に満たない契約案件が記載されたものを受理し、免除理由を確認しないまま契約保証金を免除していた。

（教育情報研修センター）

- ① 令和元年度分の行政財産目的外使用許可について、局長の専決であるにもかかわらず所長決裁としていた。
- ② 平成30年度の旅行命令について、航空機またはパックを利用したときには領収書を添付し精算すべきところ、領収書が添付されていないものや領収書は添付されているものの実査日（令和2年1月16日）において精算していないものがあった。
 - ・平成30年度学校教育の情報化指導者養成研修旅費（領収書なし）
 - ・第68回全国英語教育研究団体連合会総会、大会参加旅費（領収書あり）：3,480円戻入
- ③ 令和元年度のALT帰国旅費に係る資金前渡金について、財務規則において「目的完了後7日以内に精算書に關係書類を添えて精算しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、実査日（令和2年1月16日）において精算していなかった。

（生涯学習課）

① 令和元年度の西日本電信電話株式会社宮崎支店への本柱、支線柱及び地下管路に係る行政財産目的外使用料について、平成31年4月1日の条例改正により占用料の算定が変更されているにもかかわらず、従前の例により徴収していた。

本柱 【正】630円×5本=3,150円

【誤】620円×5本=3,100円

支線柱 【正】63円×1本=63円

【誤】62円×1本=62円

地下管路φ98 【正】38円×12.9m=490.2円→490円

【誤】37円×13m=481円

地下管路φ80 【正】38円×3.4m=129.2円→129円

等を確認しながら、適正な事務処理を徹底する。

（教育情報研修センター）

- ① 根拠法令を確認し、再発することがないように周知するとともに、複数名での確認を徹底し、適正な事務処理を徹底する。
- ② 領収書の添付がなかったものについては、改めて領収書を取り直した。戻入が必要なものについては、旅行命令を変更し、戻入処理を行った。今後は複数の職員による確認を行い、適正な事務処理を徹底する。
- ③ 現在、帰国しているALTと連絡を取り合っており、今年度中に処理を行う。今後は財務規則に則り、適正な事務処理を徹底する。

（生涯学習課）

① 宮崎市道路占用条例を確認の上、順守し、さらに複数の職員で確認しながら、令和2年度より適正な占用料算定を行う。

【誤】37円×4m=148円

②平成30年度の業務委託に係る契約保証金の免除事由について、次のような不備があった。

ア わくわくドキドキ野外体験事業委託について、受託者が提出する委託業務・工事履行届は、過去2カ年の間に委託業務・工事を完了したもので契約案件と同種で、請負金額欄の変更契約額が請負金額の9割程度の額以上のものを2件以上記入すべきところ、過去2年より前に完了した契約案件が記載されたものを受理し、免除事由を確認しないまま契約保証金を免除していた。

イ 宮崎市生涯学習情報誌作成業務委託（契約期間：平成31年1月29日から平成32年7月31日）について、受託者が提出する委託業務・工事履行届は、過去2カ年の間に委託業務・工事を完了したもので契約案件と同種で請負金額の9割程度以上ものを2件以上記入すべきところ、9割に満たない契約案件が記載されたものを受理し、免除事由を確認しないまま契約保証金を免除していた。

③平成30年度宮崎市子ども会イン・リーダー研修会事業委託の設計書について、実施要領の参加費は1,800円であるにもかかわらず、費用積算書では1,500円として積算していた。

④平成30年度の宮崎市子ども会育成連絡協議会運営費補助に係る国内研修補助金について、執行残（14,895円）があるにもかかわらず戻入させることなく交付確定していた。

（文化財課）

①令和元年度の業務委託に係る予定価格書について、次のような不備があった。

ア 佐土原城跡航空レーザ測量業務委託について、入札日時は令和元年10月7日14時であるにもかかわらず、封書の入札日時は令和元年9月20日10時10分と異なる入札日時が記載していた。

イ 穆佐城跡草刈業務委託について、宮崎市財務規則第135条に、「随意契約をしようとするときは、あらかじめ第127条の規定に準じ」とあるため、封書にして封

②平成30年3月8日付け宮契第227号「建設工事等における契約保証金の納付免除の取扱いについて（通知）」より、免除となる事由について確認を行った。令和2年度より、宮崎市財務規則を順守し、免除事由として適切であるかどうかを確認し、適正な事務処理を徹底する。

③今後の事務処理にあたっては、複数の職員で確認を行い、再発防止を図る。

④会長及び事務局に対し、説明の上、事務処理について確認を行った。平成30年度執行残14,895円については年度内に返納する。

今後の補助金交付については、執行に関しての認識を徹底するとともに、実績報告及び収支決算書の内容を複数職員で十分に精査し、適正な事務処理を徹底する。

（文化財課）

①

ア 封書へ記載する際に、入札執行伺いの日付と封入後の封書の日付を再度複数人で確認する。

イ 今後は、封書作成後に、他の課員が確認を行うことにより、適正な処理を徹底する。

印しなければならぬにもかかわらず、封書は作成されているもののり付けされていなかった。

②平成30年度第1回宮崎市城跡保存整備専門委員会（平成30年11月1日開催）の資金前渡金（費用弁償及び報償金）の精算について、目的完了後7日以内に起票しているものの、11月27日に戻入していた。

- ・費用弁償 精算書起票日：平成30年11月7日
戻入日：平成30年11月27日
- ・報償金 精算書起票日：平成30年11月2日
戻入日：平成30年11月27日

②精算（戻入処理）の把握ができておらずに時間を要したものであり、今後、支払・精算の進捗管理を行い、速やかな事務処理の実施を徹底する。

令和2年 4 月 7 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市教育委員会

教育長 西田 幸一郎

